

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）の
生産者積立金の免除牛に係る補填金単価について
【平成26年4・5・6月分】

平成26年4・5・6月に契約生産者が販売した交付対象牛のうち、旧肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成22年4月23日付け22農畜機第547号）の附則9、17及び20により生産者積立金の納付が免除された契約肥育牛並びに肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成25年4月1日付け24農畜機第5478号）の附則11により生産者積立金の納付が免除された事業対象牛に適用する同実施要綱第6の補填金単価（確定値）については、下記のとおりです。

なお、平成26年4・5月に契約生産者が販売した同契約肥育牛並びに同事業対象牛に適用する同要綱附則9の精算払の額については、下記の確定値と概算払の補填金単価の差額となります。

記

販売月	肉専用種 (地域算定県を除く)	交雑種	乳用種
平成26年4月確定値 (概算払)	— (—)	27,500円 (24,500円)	33,200円 (30,200円)
5月確定値 (概算払)	— (—)	29,500円 (26,500円)	34,200円 (31,200円)
6月確定値	2,100円	47,600円	36,600円

- 注1：牛肉・稲わらからの暫定規制値を超えるセシウム検出に関する緊急対応策のうち肥育経営の支援対策（特例措置）として、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の平成23年度第2四半期以降の補填金について、月毎に支払う方式としています。
- 注2：平成26年度より、平成26年4月に販売された交付対象牛から、四半期の最終月以外に販売された交付対象牛について、肥育牛補填金の概算払を行うこととしています。精算払については、四半期の最終月の補填金交付とあわせて行います。
- 注3：概算払は、配合飼料価格安定制度の当該四半期の補填金がないと仮定して計算した額より4,000円を控除した額としています。ただし、1,000円未満の場合は概算払を行いません。なお、配合飼料価格安定制度の平成26年度第1四半期の補填状況については、下記のホームページをご参照ください。
- 一般社団法人全国配合飼料供給安定基金 (<http://www.esakikin.or.jp/oshirase20140710.pdf>)
 - 一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金 (<http://www.tikusankikin.com/kouhujoukyou26.html>)
 - 一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金 (http://www.zennikki.or.jp/buz/buz01_01.html)
- 注4：補填金交付額に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価を減額することがあります。
- 注5：生産コストには物財費及び労働費等に加え、平成25年7月分からと畜経費を算入しています。
- 注6：平成26年4月分から、消費税抜きで算定しています。

連絡先
畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
担当：高城、渡辺
電話：03-3583-8562

(参考1)

補填金単価の算定(生産者積立金の納付が免除されたもの)

[平成26年6月]

単位：円／頭

区 分	肉専用種	交雑種	乳用種
全国算定値 (A)	2,900	63,500	48,900
4分の3相当額 (A)×3/4	2,100	47,600	36,600
補填金単価	2,100	47,600	36,600

注：補填金単価は、1,000円以上の場合は100円未満切り捨て、1,000円未満の場合は補填を行わない。

(参考2)

補填金単価の算定(生産者積立金の納付が免除されたもの)

[平成26年4月]

単位：円／頭

区 分	肉専用種	交雑種	乳用種
全国算定値 (A)	—	36,700	44,300
4分の3相当額 (A)×3/4	—	27,500	33,200
補填金単価(確定値)	—	27,500	33,200

注:補填金単価は、1,000円以上の場合は100円未満切り捨て、1,000円未満の場合は補填を行わない。

(参考3)

補填金単価の算定(生産者積立金の納付が免除されたもの)

[平成26年5月]

単位：円／頭

区 分	肉専用種	交雑種	乳用種
全国算定値 (A)	—	39,400	45,700
4分の3相当額 (A)×3/4	—	29,500	34,200
補填金単価(確定値)	—	29,500	34,200

注：補填金単価は、1,000円以上の場合は100円未満切り捨て、1,000円未満の場合は補填を行わない。